

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第83号 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………（保育支援課）…2
- 告示第85号 自動車臨時運行許可番号標の失効……………（市民課）…2
- 告示第86号 電子印の登録及び廃止……………（生活支援課）…2
- 告示第87号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第88号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

公 告

- 公告第38号 予防接種の実施……………（保健推進課）…3

選 挙 管 理 委 員 会

- 告示第7号 選挙管理委員会臨時会の招集……………11

農 業 委 員 会

- 公告第6号 農業委員会定例総会の招集……………11

正 誤

- 2024年（令和6年）4月19日付け宇治市公報第2475号……………11

告 示

宇治市告示第83号

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和7年6月18日

宇治市長 松村 淳子

宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和59年宇治市告示第153号）の一部を次のように改正する。

別表中「、349、840円）」を「、349、840円）。ただし、対象となる障害児の2名以上の受け入れが見込まれ、看護師等を複数配置する場合には、1箇所につき月額440、800円（対象となる障害児が教育標準時間認定のみである場合には、349、840円）を加算する。」に、

「保育士等の配置」を「看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者である保育士等の配置」に

「保育士等の配置」を「看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者である保育士等の配置」に
「保育士等の配置」を「看護師等を配置せず、認定特定行為業務従事者である保育士等の配置」に
「、327、380円）」を「、327、380円）。ただし、対象となる障害児の2名以上の受け入れが見込まれ、保育士等を複数配置する場合には、1箇所につき月額412、500円（対象となる障害児が教育標準時間認定のみである場合には、327、380円）を加算する。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市障害児保育事業補助金交付要綱の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度分までの補助金については、なお従前の例による。

（揭示済）

宇治市告示第85号

自動車臨時運行許可番号標の失効について

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示します。

令和7年7月4日

宇治市長 松村 淳子

臨時運行許可番号標 番号	失効年月日	貸与年月日
京都 727 宇治	令和7年7月4日	令和7年2月20日

宇治市告示第86号

電子印の登録及び廃止について

次のとおり電子印を登録し、及び廃止したので、宇治市公印規則（平成7年宇治市規則第6号）第12条第3項の規定により、告示します。

令和7年7月4日

宇治市長 松村 淳子

登録

電子印登録 番号	名称	番号	使用区分	使用開始 年月日	印影
-------------	----	----	------	-------------	----

135	宇治市 福祉事 務所長 之印	55号 の2	保護決定通 知書（開始 ）他63件	令和7年 3月17 日	
-----	-------------------------	-----------	-------------------------	-------------------	--

廃止

電子印登 録番号	名称	番号	使用区分	使用廃止 年月日	印影
118	宇治市 福祉事 務所長 之印	55号 の2	保護決定通 知書（開始 ）他28件	令和7年 3月16 日	

宇治市告示第87号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年7月4日から14日間

令和7年7月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	区間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
頼政線	木幡南山15番地の180	前	6.0	53.5	
	木幡南山15番地の192		～6.1		
	木幡南山15番地の180	後	7.0	53.5	
	木幡南山15番地の192		～7.2		
開町1 0号線	開町15番地	前	4.4	2.3	
	開町15番地		～4.6		
	開町15番地	後	4.5	2.3	
	開町15番地		～5.2		
大久保 町40 号線	大久保町山ノ内62番地の1	前	3.0	54.7	
	大久保町山ノ内48番地		～7.6		
	大久保町山ノ内62番地の1	後	3.6	54.7	
	大久保町山ノ内48番地		～9.0		

宇治市告示第88号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年7月4日から14日間

令和7年7月4日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
頼政線	木幡南山15番地の180 木幡南山15番地の192	令和7年7月4日
開町10号線	開町15番地 開町15番地	令和7年7月4日
大久保町40号線	大久保町山ノ内62番地の1 大久保町山ノ内48番地	令和7年7月4日

公 告

宇治市公告第38号

予防接種の実施について

予防接種法施行令（昭和23年政令第195号）第5条の規定により、令和7年度におけるA類疾病予防接種について次のとおり公告します。

令和7年7月4日

宇治市長 松村 淳子

1. 定期予防接種

種目			対象年齢※a		回数	標準的な接種方法		時期	場所
集団接種	BCG		1歳未満 (接種推奨月齢) 生後6か月		1回	3か月児健康診査時に個別で日時を案内。実施日に来られない場合は、1歳未満の別日に接種。		推奨月	健康やかセンター (うじ安心館内)
個別接種	ヒブ (インフルエンザ菌b型) ※1		生後2か月以上5歳未満	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。	通年	予防接種協力医療機関
					追加	1回	初回（3回目）終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
				(初回接種開始) 生後7か月以上12か月未満	初回	2回	各回の間は27から56日（医師が認める場合は20日）までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回(2回目) 終了後、7から13か月までの間隔をおいて接種。		
	小児用肺炎球菌 (15価、20 価) ※2 ※3		生後2か月以上5歳未満	(初回接種開始) 生後2か月以上7か月未満 標準年齢※b	初回	3回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（3回目）までの接種は1歳未満に行う。）。		
					追加	1回	生後1歳以降、初回（3回目）終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月までの間に行う。）。		
				(初回接種開始) 生後7か月以上12月未満	初回	2回	各回の間は27日以上の間隔をおいて接種（初回（2回目）までの接種は1歳未満に行う。）。		
					追加	1回	生後1歳以降、初回(2回目) 終了後、60日以上の間隔をおいて接種（標準として生後12から15か月までの間に行う。）。		
				(初回接種開始) 1歳以上2歳未満		2回	各回の間は60日以上の間隔をおいて接種。		
				(初回接種開始) 2歳以上5歳未満		1回			
	B型肝炎		1歳未満			3回	1回目は生後2か月以降に接種。 2回目は27日以上の間隔をおいて接種。 3回目は1回目の接種から139日以上の間隔をおいて接種。		
	ロタウイルス ※4	ロタリックス(1価)	出生6週0日後から24週0日後まで			2回	27日以上の間隔をおいて2回経口接種。		
		ロタテック(5価)	出生6週0日後から32週0日後まで			3回	27日以上の間隔をおいて3回経口接種。		
	5種混合 (DPT-IPV-Hib) ※5		生後2か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、6から18か月までの間隔をおいて接種。		
	4種混合 (DPT-IPV) ※6		生後2か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、12から18か月までの間隔をおいて接種。		
	3種混合 (DPT) ※6		生後2か月以上90か月未満	1期 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、12から18か月までの間隔をおいて接種。		
	不活化ポリオ (IPV) ※7		生後2か月以上90か月未満		初回	3回	各回の間は20から56日までの間隔をおいて接種。		
					追加	1回	初回（3回目）の終了後、12から18か月までの間隔をおいて接種。		
	麻しん風しん混合 (MR)		生後12か月以上24か月未満	1期		1回			
			小学校就学前の1年間	2期		1回			
	水痘		生後12か月以上36か月未満			2回	生後12から15か月に至るまでに1回目の接種を行い、6から12か月までの間隔をおいて2回目を接種。		

日本脳炎 ※8	生後36か月以上 90か月未満 標準年齢※b	1期	初回	2回	各回の間は6から28日までの間隔において接種。
			追加	1回	初回（2回目）の終了からおおむね1年の間隔をおいて接種。
	9歳以上13歳未満	2期		1回	
2種混合（DT） ※9	11歳以上 13歳未満	2期 （ジフテリア・破傷風）		1回	
ヒトパピローマ ウイルス感染症 （子宮頸がん予防） ※10	（定期接種対象者） 小学校6年生から高校1年生相当までの女性 （標準的な接種期間）中学校1年生の間 （キャッチアップ接種の経過措置による延長対象者） 平成9年4月2日から平成21年4月1日までに生まれた女性 ※ただし、キャッチアップ実施期間（令和4年4月1日から令和7年3月31日まで）にHPVワクチンを1回以上接種した人に限る			3回	【標準的な接種方法】 サーバリックス（2価） 1か月間隔において2回目接種後、初回接種から6か月後に接種。 ガーダシル（4価）、シルガード9（9価） 2か月の間隔において2回目接種後、初回接種から6か月後に接種。

※問合せ先：ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）以外・・・保健推進課
ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん予防）・・・・健康づくり推進課

※a対象年齢・・・法律で定められた接種年齢。

※b標準年齢・・・国が接種を奨める望ましい年齢（詳しくは親子（母子）健康手帳又は予防接種手帳をご覧ください。）

（注）対象年齢や接種期間等、決められた留意事項をお守りください。定期予防接種を対象年齢・接種期間以外で接種された場合、任意接種としての取扱いになり、自己負担になりますのでご了承ください。

※1 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目又は3回目）の接種を終了せずに、生後12か月を超えた場合は、初回（2回目又は3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後27日間（医師が認める場合は20日間）以上の間隔において追加の接種をしてください。

※2 生後2か月以上7か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種が、生後12か月を超えた場合は、初回（3回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔において追加の接種をしてください。

※3 生後2か月以上12か月未満に初回の接種を開始した者が、初回（2回目）の接種を終了せずに、生後24か月を超えた場合は、初回（2回目）の接種はせず、最後の初回の接種終了後60日間以上の間隔において追加の接種をしてください。

※4 初回接種については、生後2か月に至った日から出生14週6日後までの間を標準的な接種期間とします。また、原則として同一ワクチンを複数回（2回又は3回）接種してください。

※5 5種混合ワクチンは、4種混合とヒブを合わせたワクチンです。これから接種を開始される方は、5種混合ワクチンを接種しましょう。

※6 4種混合ワクチンは、3種混合と不活化ポリオを合わせたワクチンです。5種混合で接種を開始された方は、接種の必要はありません。

※7 4種混合ワクチンは、不活化ポリオワクチンが含まれています。4種混合ワクチンで接種を開始された方は、不活化ポリオワクチンの接種の必要はありません。

※8 平成25年4月の法改正にて、日本脳炎ワクチンの差し控え期間に接種機会を逃した人（平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた人）は、20歳未満までの間に定期接種として、不足分の日本脳炎ワクチンを無料で接種することができます。

※9 5種混合ワクチン、4種混合ワクチン又は3種混合ワクチン接種の基礎免疫（1期）に続き、追加免疫を与えるために接種。

※10 令和6年夏以降のHPVワクチンの大幅な需要増により、HPVワクチンの接種を希望しても受けられなかった方について、令和6年度末までに接種を開始した方が、令和8年3月31日までの間に定期接種として、不足分ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンを無料で接種することができます。

※長期にわたる疾病等のために定期予防接種を受けることができなかった者に対する機会の確保について
定期予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等の特別な事情により、定期予防接種を受けることができなかったと認められる場合、当該特別の事情がなくなった日から2年以内（上限年齢あり）に定期予防接種として接種することができます。

2. BCG実施日程

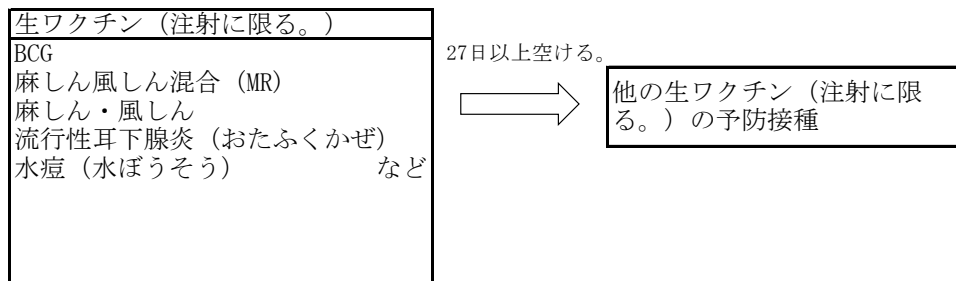
会場：健やかセンター（うじ安心館内）

受付時間：午後1時15分から午後2時25分まで
整理番号札を会場で配布します。

誕生年月	推奨月	日程	
令和6年10月生	令和7年4月	21日（月）	22日（火）
11月生	5月	22日（木）	23日（金）
12月生	6月	23日（月）	24日（火）
令和7年1月生	7月	15日（火）	16日（水）
2月生	8月	18日（月）	19日（火）
3月生	9月	24日（水）	25日（木）
4月生	10月	23日（木）	24日（金）
5月生	11月	10日（月）	11日（火）
6月生	12月	15日（月）	16日（火）
7月生	令和8年1月	26日（月）	27日（火）
8月生	2月	17日（火）	18日（水）
9月生	3月	11日（水）	12日（木）

3. 異なる種類のワクチンの接種間隔

生ワクチン（注射に限る。）の次に他の生ワクチン（注射に限る。）を接種するときは27日以上空けます。それ以外は間隔を空ける必要はありません。



令和7年度 予防接種協力医療機関

【宇治市】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	＊実施種目（定期）										
					ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	5	4	3	ポ	麻風	麻	HPV
あさくら診療所	611-0033	大久保町山ノ内19-1	46-5151	46-5207					●	●	●	●	●	●	
浅妻医院	611-0044	伊勢田町名木3-1-30	44-0888	46-3253	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
あべじゅん婦人科	611-0013	菟道荒横1-50	46-8639	46-8445											●
いかだ医院	611-0014	明星町2-9-83	23-1736	22-6334	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いしのこどもクリニック	611-0001	六地藏奈良町74-1 パデシオン六地藏 ザ・ミッドモール2階	38-5200	38-5201	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小児科いしはクリニック	611-0003	平尾台4-5-2	38-1617	38-1645	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
いちのはしクリニック	611-0111	五ヶ庄折坂56-1-1F	31-1115	31-1118	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
今林医院	611-0042	小倉町西浦88-39	21-4522	21-8268	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
植田医院	611-0042	小倉町南浦18-122	21-6111	21-6222			●								●
上田診療所	611-0013	菟道平町17	22-7586	22-7585	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上ノ山吉岡医院	611-0033	大久保町上ノ山21-1	43-4181	45-2760	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治武田病院	611-0021	宇治里尻36-26	25-2500	25-2353	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇治徳洲会病院	611-0041	横島町石橋145	20-1111	20-2336	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
宇田医院	611-0021	宇治式番48-1	23-2166	24-6632	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おうばく駅前内科クリニック	611-0011	五ヶ庄新開11-29・18	33-2828	33-2788	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石医院	611-0002	木幡陣ノ内20	31-8354	33-5834			●		●				●	●	●
大石木幡医院	611-0002	木幡大瀬戸46	33-0306	33-4031	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大石三室戸医院	611-0013	菟道荒横28-3	24-0306	24-3626	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小田部小児科内科医院	611-0001	六地藏町並32	32-6205	33-4796	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
おやいつ医院	611-0043	伊勢田町南山52-6	41-6013	41-6013			●						●	●	●
かどさか内科クリニック	611-0003	平尾台4-3-2	31-1077	31-1087											●
かわむら内科クリニック	611-0031	広野町西裏99	41-6259	46-3419									●	●	●
こいずみ医院	611-0027	羽拍子町82-1	48-1240	48-1241											●
こうどう小児科	611-0013	菟道西牟上り4-23	33-8886	38-2301	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山医院	611-0002	木幡御蔵山39-602	31-5455	33-3755	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
小山内科医院	611-0033	大久保町北の山24-1 ホクキュービル4階	46-3211	46-3030											●
才田小児科医院	611-0032	寺山台1-9-2	48-3112	48-3318	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

7

【城陽市】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目（定期）														
					ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	5	4	3	ボ	麻風	麻	風	水	日	2	HPV
うめかわ内科クリニック	610-0121	寺田高田55-2	54-7808	54-7807			●								●		●	●	●
大槻内科医院	610-0102	久世上大谷102-8	58-0232	58-0232															
大原クリニック	610-0121	寺田今堀152-38	54-0148	54-0090	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
岡野医院	610-0101	平川鍛冶塚66-2	56-7780	56-7781															
鹿野医院	610-0111	富野西垣内21	52-0441	56-2516	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
狩野内科	610-0101	平川室木12-3 綿利ビル1F	56-5567	56-5568	●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	
きづ川クリニック	610-0101	平川西六反44	54-1113	54-1115	●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●
栗山小児科医院	610-0121	寺田深谷64-12	56-2199	56-2199	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
コクラ医院	610-0102	久世下大谷18-111	52-2479	52-8822	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
酒井クリニック	610-0121	寺田樋尻29-7	54-5900	54-5901	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
さかい小児科クリニック	610-0101	平川山道46-25-2	66-1252	34-0139	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
佐々木レディースクリニック	610-0121	寺田水度坂15-476	53-3735	53-3538															●
杉山医院	610-0121	寺田新池135	52-2713	52-3200											●			●	●
鈴木診療所	610-0111	富野西田部1-7	55-6233	55-6263							●								
高田内科	610-0101	平川車塚16-4	58-2088	58-2077															●
武智診療所	610-0101	平川山道28-5	66-4308	66-4309			●		●	●	●	●			●	●	●	●	
とくだ小児科内科	610-0102	久世里ノ西64-22	53-4970	53-4980	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
中島内科	610-0121	寺田丁子口59-5	34-0800	34-0801	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ハヤシクリニック	610-0121	寺田高田40-13	56-6441	56-6641	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
ほりうち医院	610-0114	市辺柿木原52-1	56-5330	56-5354	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
堀土内科医院	610-0111	富野乾垣内80	52-1428	56-3584	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
南京都病院	610-0113	中芦原11	52-0065	55-2765	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
森澤医院	610-0121	寺田西ノ口18	52-5303	55-0481	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
安見内科医院	610-0117	枇杷庄鹿背田37-9	55-0633	55-0633	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●
吉田クリニック	610-0117	枇杷庄鹿背田62 MIKIビル3F	56-8688	56-8787											●		●	●	

【久世郡久御山町】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目（定期）														
					ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	5	4	3	ポ	麻疹	風	水	日	2	HPV	
おおむら医院	613-0031	佐古内屋敷61-1	46-3160	46-3504	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
勘田内科医院	613-0033	林宮ノ後36-8	45-1280	45-1283	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
京都岡本記念病院	613-0034	佐山西ノ口100	48-5500	44-7159	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
久御山南病院	613-0042	坊ノ池坊村中28	075-631-2261	075-631-2581	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
くわはら内科	613-0045	北川顔村西6-2	075-874-6222	075-874-6223	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
たえ子耳鼻咽喉科めまいクリニック	613-0032	栄4-1-51	44-4133	44-4171	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
田村医院	613-0034	佐山双置87	41-6730	41-6088	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

【京都市】

医療機関名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	*実施種目（定期）														
					ヒブ	肺炎球菌	B	ロタ	5	4	3	ポ	麻疹	麻風	水	日	2	HPV	
足立病院	604-0837	中京区間之町通押小路上る 鍵屋町481	075-211-9000	075-211-9098	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
池田産婦人科医院	612-8016	伏見区桃山町養斉20-12	075-601-7276	075-601-8252														●	
	612-8141	伏見区向島二ノ丸町36	075-601-1124	075-601-1124													●	●	
おくだこどもクリニック	612-8436	伏見区深草新門丈町155-1	075-646-2670	075-646-2678	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	601-1375	伏見区醍醐高畑町30-3 醍醐アシシュビル2F	075-575-0808	075-575-0809	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
金井病院	613-0911	伏見区淀木津町612-12	075-631-1215	075-632-1574	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
金久医院	601-1432	伏見区石田内里町59-1	075-571-1923	075-575-2332													●	●	
岸田医院	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-2	075-622-9021	075-622-9053	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
京都医療センター	612-8555	伏見区深草向畑町1-1	075-641-9161	075-645-8408													●	●	
京都市桃陽病院	612-0833	伏見区深草大亀谷岩山町48-1	075-641-8275	075-641-8307	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
京都市立病院	604-8845	中京区壬生東高田町1-2	075-311-5311	075-311-5367		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
京都第一赤十字病院	605-0981	東山区本町15丁目749	075-561-1121	075-533-1317	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
くわはらクリニック	612-8141	伏見区向島二ノ丸町151-43	075-622-2911	075-601-2095													●	●	
小森小児科クリニック	612-8002	伏見区桃山町山ノ下32 MOMOテラス1F	075-606-7890	075-606-7891	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
武田総合病院	601-1495	伏見区石田森南町28-1	075-572-6331	075-571-8877	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
田里医院	612-8015	伏見区桃山町和泉40-1	075-611-5580	075-606-6016	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
辰巳診療所	601-1345	伏見区醍醐外山街道町21	075-571-8545	075-571-8555	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
つくだ医院	613-0905	伏見区淀下津町47	075-632-6212	075-631-8420	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	

10

選挙管理委員会

宇治市選挙管理委員会告示第7号

選挙管理委員会臨時会の招集について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第188条の規定により、次のとおり選挙管理委員会臨時会を招集します。
令和7年6月23日

宇治市選挙管理委員会
委員長 森居 研治

日 時 令和7年6月23日（月）午前10時～
場 所 宇治市役所 選挙管理委員会室
議 題 委員会の議決すべき議案について
(揭示済)

農 業 委 員 会

宇治市農業委員会公告第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第25回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。
令和7年7月4日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

開会日時 令和7年7月7日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
2 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
3 専決事項の報告
4 その他

正 誤

2024年（令和6年）4月19日付け宇治市公報第2475号中

ページ	欄	行	誤	正
6	右	下から2 2行目	1日1回	1月に1回